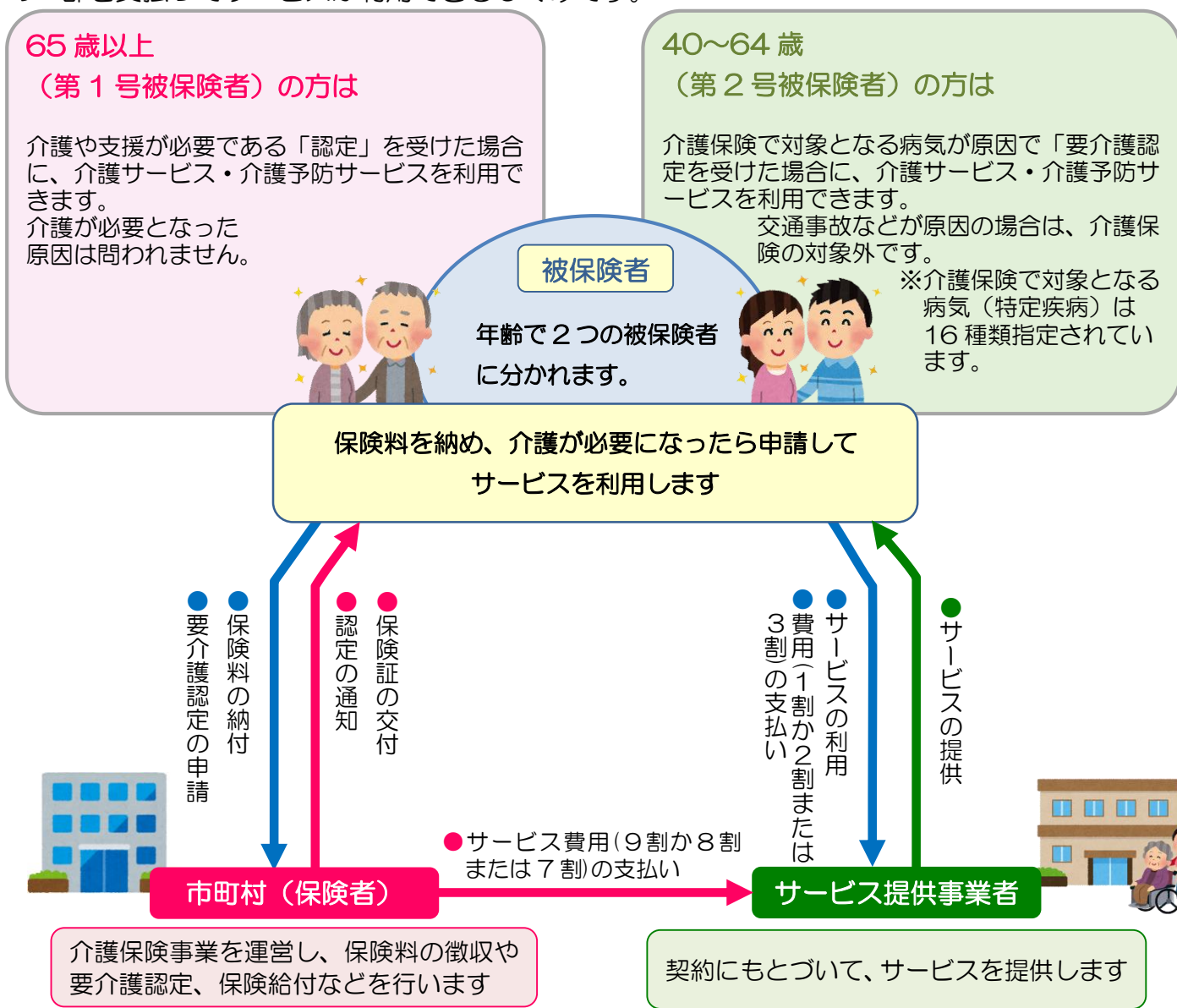


● 介護保険制度のしくみ

高齢で心身が不自由になっても、できるだけ住み慣れた家や地域で自立して暮らせるよう、社会全体で支え合うのが介護保険制度です。

40歳以上のおなさんが被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。



サービスを利用すると費用がかかりますが、原則として費用の9割か8割または7割は保険者から給付されます。
要支援・要介護の区分ごとに、1か月に給付される上限額が決まっています。
この範囲内でサービスを利用すれば、利用者負担は1割か2割または3割で済みます。

被保険者には町から保険証が交付されます。

65歳以上の人

第1号被保険者

保険証は65歳になった月(1日生の人は前月)に交付されます。

40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

保険証は、要支援・要介護の認定を受けた人と希望して申請した人に交付されます。